

神奈川県道一三八号土石流自動車転落事故

損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

神奈川県道一三八号土石流自動車転落事故

損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成一五年四月一七日

横浜地方裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

本件は、台風の影響による集中豪雨の中、国道一三八号を走行していた普通乗用車が、橋梁上で土石流の直撃を受け、約三〇メートル下の川に転落し、運転者が死亡した事故について、被害者の遺族が、事故の原因は、転落防護設備の不備及び通行規制の遅滞にあり国道の設置・管理に瑕疵があったとして、国（実際の管理者は神奈川県、以下「被告」は、神奈川県を指す。）に対し国家賠償法二条一項に基づき、損害賠償請求をしたものである（請求額…一億円）。

本件事故現場付近の本件道路の状況は、北側からは急峻な崖が迫り、下には南北に通じる沢があり、これを東西に跨ぐ形で本件橋梁が設置されて

いる。

2 原告の主張

被告は、本件土石流発生について予見可能性がなかった旨主張するが、本件において、被告の責任を根拠づける予見可能性とは、いつ、どの箇所でも土石流が発生するかという定量的な予見可能性ではなく、本件沢付近において台風等による大雨が降った場合に、土石流等が発生し、道路を襲う可能性があったかといった定性的な予見可能性で足りる。しかるに、本件沢付近は、急峻に落ち込んでいる斜面であり、被告が実施した調査において「土石流危険渓流」とされていること、過去にも地震等による崩壊の前歴を持っていること等から土石流発生につき予見可能性があったというべきであり、被告においては、本件土石流によって本件道路の通行車両が崖下に転落しないよう防護施設を設置しておくべきであった。また、被告は、降雨時における通行規制について、実施基準を時間雨量五〇ミリ又は連続雨量二〇〇ミリに達した

時と定めているが、本件事故は当該基準をわずかに超えた雨量で発生していることから当該基準の設定には瑕疵がある。さらに、被告は、本件事故当時、正時（〇〇分）における雨量で通行規制実施の判断をすることとしていたが、被告の土木事務所においては一時間雨量のほか一〇分間雨量を把握することができたのであるから、正時における雨量で判断するのではなく、一〇分毎に計測時点からさかのぼって時間雨量を計算して基準雨量に達する時間を予測し、予測ができた時点で速やかに判断すべきであったのであり、基準の運用にも瑕疵があったといえるべきである。

3 被告の主張

原告は、土石流発生についての予見可能性は定性的なもので足りるとし、被告には本件土石流発生につき予見可能性があった旨主張するが、本件沢付近の地質が崩壊しやすい状態にあったことは本件事故後の調査によって初めて確認されたこと、過去に本件沢付近で土砂が道路に流出したとの記録は残っていないこと、本件土石流は観測史上例を見ない異常な降雨によって発生したものであること等から被告には本件土石流発生について予見可能性はなかったといえるべきであり、また、本件土石流が通常の流下経路を外れて本件道路を直撃することは、土石流に関する当時の研究や防

災点検のレベルからして予測困難であったことから、本件事故当時、土石流防護施設を設置していなかったことをもって、被告に道路の設置又は管理に瑕疵があったとはいえない。また、通行規制実施基準については、過去に当該基準を見直すべき事象は発生していないことから基準設定に瑕疵はなく、その運用についても、本件事故当時は、本件事故発生一時間前までの連続雨量及び時間雨量の推移から正時における時間雨量により規制実施の判断をすることとしたものであり、一〇分間雨量をもとに時間雨量を計算することは全く不可能ではないものの、期待しがたく、実際行なったとしても現地でのバリケード設置等の時間を考慮すると本件事故発生には間に合わなかったことから、運用に瑕疵があったともいえない。

4 判決の要旨

被告において、本件沢付近で土石流が発生し、本件橋梁上を通過することを予見することは不可能であったとすべきであり、防護施設を設置していなかったことをもって道路管理上の瑕疵があったとはいえない。一方、通行規制の実施について、一〇分間雨量をもとに時間雨量を計算し、通行規制を実施しなかったことは、道路管理上の瑕疵というべきである。ただし、本件事故は観測史上例を見ない異常な降雨によるところも大きく、

その分（九割）については被告に責任を負わせるのは相当ではないから、賠償額から減額する。

5 判決のポイント

① 防護施設を設置していなかったことについて

本件沢及びその周辺においては、本件事故発生以前に降雨によって斜面崩壊や土石流が発生した事実があることや本件沢付近の地質は多量の降雨があった場合には土砂の崩壊があり、土石流になることが判明していたこと等から本件沢において多量の降雨があった場合、土石流発生の危険があることがわかるが、被告の調査において本件沢同様「土石流危険溪流」に指定された箇所は広範囲にわたっていると、本件事故が発生した平成三年より前に被告において本件沢が管内の他の沢に比較して土石流発生の可能性が高く、本件橋梁に土石流防護施設を設置する必要があると判断できたとは認められない。また、本件土石流はボブスレー現象といわれる現象により、通常の流下経路をはずれ、沢を蛇行しながら流下し、本件橋梁の直近で直進したが、このような現象は専門家に限られた知識であり、一般に設計基準にまで明記されるに至ってはいないため、道路管理者においてこの現象を予見することは困難である。よって、本

防護施設を設置していなかったことが道路管理の瑕疵に当たるということはできない。

② 通行規制が間に合わなかったことについて

原告は被告の通行規制の実施基準の設定が不合理である旨主張するが、過去に当該基準雨量の僅差で大規模な土石流が発生したことはないことや当該基準は全国的に採用されている数値であること等から基準の設定に瑕疵があったということはできない。一方、本件事故当時、被告が一〇分間雨量をもとに通行規制実施の判断を行い、これを通行規制業者に直ちに連絡すれば、被害者が本件規制区間に進入する前に通行規制を実施することができた可能性は否定し得ないところであり、被告において、直近までの時間雨量及び連続雨量の推移から一時間以内に二〇〇ミリを超える降雨があるとは考えず、一〇分間雨量をもとに通行規制を行う体制をとっていなかったことは道路管理上の瑕疵である。ただし、本件事故は観測史上例を見ない異常な降雨によるところも大きく、その割合は九割を下らない。よってその分は被告が賠償すべき額から減額する。

件事故当時、被告が本件橋梁に現在あるような